

つつじが丘の人居が始まります



計画人口は7,200人戸数は2,000戸

昭和63年から、能勢電鉄線によって造成工事が進められている「つつじが丘」の人居が2月から始まります。
「つつじが丘」の規模は、開発面積89.8ha、計画人口7,200人、戸数2,000戸とな

っています。
「つつじが丘」は、6万人の町づくりの根幹をなすものです。この団地の中には、今後、小学校1校、中学校1校のほか、各種公園などが整備の予定です。



昨年の確定申告会場

税務署の
確定申告相談
伊丹税務署では、次のとおり申告相談を行います。
川西市役所七階大会議室
2月16日(土)3月9日(土)
休日除く午前9時30分
～午後11時午後1時～同3時
(川西市中央町40・1)
日生公民館大会議室2月25・26日(課税所得の相談は行いません)
町役場一階大会議室3月1日(土)5日(土)なお日生公民館・町役場とも時間は午前9時30分～同11時午後1時～同3時までです。

2月号の主な記事

一面 確定申告は早めに、つつじが丘の人居が始まる
2面 成人病予防週間・ママさんレポート
3面 子どもを交通事故から守ろう・町職員との約束の公表
4面 お知らせ
5面 成人式の様子
6面 プリントニュースなど

確定申告の説明会
△とき 2月5日午後1時30分～同3時30分
△ところ 川西市文化会館(川西市丸の内町)
住宅を新築・購入された方やお住まいを売却された方の説明会
一定の要件に当てはまる住宅を取得された方、増築された場合やマイホームを売却された場合、申告手続きをすれば税の控除が受けられます。
△とき 2月9日午前10時から午後2時からの2回
△ところ 日生公民館
税についての相談は税務署や町税務課へ
★所得税・消費税・伊丹税務署
★事業税・伊丹財務事務所(☎83・1251)
★町民税・役場税務課

町民税

所得税の確定申告をする

必要のない人も、次の場合は町民税の申告をしてくだい。
▽今年1月1日現在、町内に住んでいて、昨年中に所得があった人
▽町外に住んでいて、町内に事業所や家屋敷を持っている人
▽勤務先から町へ給与支

事業税

個人事業税は、物品販売業・製造業・サービス業・不動産賃貸業などを営む個人にかかる税金です。所得税の確定申告または町民税の

消費税

個人事業者の方の消費税は、確定申告の時期と、個人の一年間の所得と総額を自分で正しく計算して、申告・納付するものです。正しい申告をするため、税務署から納税相談について

所得税

所得税の確定申告は、個人の一年間の所得と総額を自分で正しく計算して、申告・納付するものです。正しい申告をするため、税務署から納税相談について

の案内状を受け取られた方は、必ず確定申告書、収支内訳書の記載方法が分からなかったら、申告をどうしなよいかと尋ねておられる方も是非、税務署へお越しになって十分な相談を受けることをお勧めします。なお、申告期限が迫るま

す大変複雑な申告書、決算は、もうお済みですか。決算は、確定申告のためだけに、一年間の経営成績を知るための大切な手続です。決算に当たっては、帳簿

や請求書・領収書などから次の点を見直して正しい決算をしてくだい。
①売上や仕入れに記帳もれや過大計上はないか
②必要経費に家事用部分が含まれているか
③青色申告者給与は適正か
④自己申告の方は収支内訳書の添付を忘れずに
事業所得・不動産所得または山林所得のある方は、収支内訳書の提出が必要で

ての案内状を受け取られた方は、必ず確定申告書、収支内訳書の記載方法が分からなかったら、申告をどうしなよいかと尋ねておられる方も是非、税務署へお越しになって十分な相談を受けることをお勧めします。なお、申告期限が迫るま

今年も所得税の確定申告の時期となりました。
平成四年の所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日までです。

所得税の確定申告をしないといふ人も町民税の申告が必要場合があります。早くに忘れず申告しましょう。

忘れず早めに申告しましょう

確定申告は2月16日から3月15日まで

町づくりシンポジウム

2月20日にカリヨンホールで



フリージャーナリスト
桜井一夫さん
講演テーマ
ふる里・再発見。私の目から見た猪名川町

講演 会やパネリストなど
まづ町づくりシンポジウムを二月二十日(土)午後一時からカリヨンホールで開催します。
酒がかな水、豊かな緑、霞みきった太陽という豊かな自然に恵まれた私達の町に希望を、開眼します。
テーマは、ちよつといいまち「私と猪

コーディネーター

フリージャーナリスト 桜井一夫さん

パネリスト

石 影 作 家	鈴木政夫さん
埋 蔵 金 探 検 家	鈴木盛司さん
ペンションのこま 園 主	田中直樹さん
ベネッセのこま 地区 代表	枝松幸子さん
町商工会 青年 部長	安井一弘さん

名川町」として、基調講演はフリージャーナリストの桜井一夫さん。パネラーはつきの方々です。(入場無料)
「家族をそろって多数参加ください。」



大豆ごはん

一年一度、一番おいしい季節、秋。栄養満点の大豆、飯を紹介します。

材料（4人分） 米 2カップ、ゆであ大豆 1カップ、生しいたけ 2個

作り方 ①しょうゆ、大さじ2、酒大さじ1、みりん大さじ1、塩小じ2に水を加えて24℃に沸かし、全ての材料を入れてたき込む。

いす会
代表 小川 雄
TEL 03-3566-1111



INAGAWA TOWN

おしらせ

電話番号です
 役場 66-0001
 保健センター 66-0217
 文化体育館 66-1000
 クリーンセンター 66-0818
 町消防本部 66-0119

町の主な施設の電話番号です
 役場 66-0001
 保健センター 66-0217
 文化体育館 66-1000
 クリーンセンター 66-0818
 町消防本部 66-0119

相談

●行政相談
 行政相談委員が、国・県・市に対する苦情や要望などの相談に応じます。
 △とき 2月19日(金) 午後1時30分から同4時
 △ところ 日住民生センター

●人と暮らしの法律相談
 法務局職員、人権擁護委員が、暮らしの悩みや人権について相談に応じます。
 △とき 2月9日(火) 午後1時から同4時
 △ところ 本津総合会館

●教育相談
 進路問題や心の不安定な子どもや青少年または親の悩みに、町教育委員会、指導主事、指導員が相談に応じます。
 △とき 2月2日(火) 午後1時から同4時
 △ところ 本津総合会館

●社会福祉相談
 2月16日(火)本津総合会館
 2月9日・23日(火・六)六瀬住民センター
 時間は、午後1時から同4時
 電話の相談も受けています(66-0001)

●消費生活相談
 悪徳商法などのトラブルを防ぐため、消費生活相談員が相談に応じます。
 △とき 2月4日(水) 午後1時から同4時
 △ところ 日住民生センター

●給水工事の公認業者
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

おかしな

上田康平くん(1歳10カ月)
 父康晴・母洋子さん(原)

ボク山の中走り回るのが大好き!
 虫をとったり、木の枝でチャンバラして毎日泥だらけ。ころんでも泣かない。動物の鳴き真似も上手なんだ。いつも元気印の康平です。

保健だより

所管	種別	日程	場所	受付時間	対象	内容
保健	3・4歳児健康診査	17日(水)	保健センター	13:30~14:15	平成4年9月16日~平成4年11月16日生	問診、身体計測、診察、指導 神経芽細胞腫検査、離乳食の試食
	3歳児健康診査	18日(木)				問診、身体計測、診察(内科・歯科)、検尿、精神発達相談
	三種混合(ジフテリア・百日ぜき・破傷風)	8月を除く毎月	各指定医療機関	診療時間内	I期 生後6カ月~48カ月 II期 1期終了後12カ月~18カ月の間に1回 生後66カ月以上は接種できません。	詳しくは、年間予定表に掲載しています。 医療機関で予約を
健康	麻疹(はしか)・M・M・R	2月中	保健センター	13:00~13:30	全妊婦	1回 有料 麻疹 1,500円 MMR 2,000円 ※MMR(麻疹・おたふくかぜ、風しん)希望者のみ
	母親学級	3日(水) 10日(水) 24日(水)				血液検査、妊娠中の心がまえ 妊娠中の栄養、妊娠体操、歯の衛生、分娩に関する心がまえ、育児指導、etc
	高脂血症の予防教室	9日(火)	保健センター	9:30~10:00	希望者	午前——調理実習 午後——講演会
	健康相談	5日(金) 19日(金) 12日(金)	保健センター 六瀬住民センター	13:30~15:00	希望者	血圧、検尿、生活指導等 電話での相談にも応じます。
	リハビリ教室	10日(水) 25日(木)	保健センター	13:30~16:00	服薬中や骨折などで訓練を必要とし来所できる方	各自に応じた機能訓練を行います。 (事前に電話ください。)
住民課	犬の引き取り	毎週木曜日	住民課	9:00~10:00	希望者	印鑑、犬の鑑札、注射済票持参 無料 受付時間外は引き取りません 成ねこ1匹3,000円
	猫の引き取り	10日(水)				就職、入学時の健康診断(診断書発行)・心電図は予約制
川西保健所	一般健康相談	毎週火曜日	川西保健所 ☎57-4220	9:00~10:30	希望者(妊婦を含む)	

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

●労働安全衛生
 △資格 ①町内に給水工事をするための営業所を有すること②必要の設備並びに機械器具を有すること③専属の水道責任技術者及び技能者を常備すること④その他町水道工

暮らしの法律相談

弁護士が相談に応じます

司法援助法協会の法律相談は、
支那が無料法律相談と法
律扶助相談を開催しま
す。
▽とろ 3月1日(月)
午後1時~同4時
▽とろ 川西市役所
地下1階会議室
なお、無料法律相談は、
三人の弁護士が相談に応
じます。希望者の予約申
込みは、二月二十三日午
九時から、川西市役所コ
ミューニティ課で受けま
す。先着順。
法律扶助とは、民事事
件における紛争を解決す
るために裁判をする必要
が、あるいは、犯人の疑い
をかけられ、逮捕拘留さ
れて弁護士による刑事弁
護が必要であるのに経済
的余裕がないという人々
に訴訟や調停の費用、弁
護士の着手金などを立替
え、事件担当弁護士を選
任して住民の皆さんの権
利を守ろうとする制度で
す。

**お忘れなく
固定資産税
(第4期)
納期限は
3月1日です**

法律扶助に関する問い合わせは、司法援助法協会兵庫支部(神戸市中
央区通一丁4-3 電話
・341・7061)



野子(ノウコ)
雄・2年
上殿きぬさん
下阿古谷

わが家の家族



◇8◇

迷子の私をパッチャンが野子(ノウコ)と名付けて育ててくれたニャン。だから手押車の散歩も一緒にニャン。猫相悪いが女の猫。たまにはデートもするニャンニャン。

あなただの自慢の愛犬、愛猫などのエピソードを紹介してください。90字程度で町長公室へ送付してください。

ねずみは病原体



**チヌ意して
2月はねずみ
駆除月間**
毎年二月は、ねずみ駆除の推進月間です。ねずみは赤痢などの伝染病の媒介や、ダニをこ
衛生上の害を家庭にまき散らします。
町保健衛生推進協議会(事務局 住民課)では、殺虫剤を各家庭に配
この機会に地域ぐるみで一斉に「ねずみ駆除運動」を実施しよう。
▽県知事表彰 永年勤続功労章 上殿
孝弘(消防本部) 上殿三下(阿古谷) 乾
弘明(林田) 日本消防協会会長表彰 功
章 熊井高 精進章 高石盛(木津) 県
消防協会会長表彰 功章 上田陽治(北
野) 消防協会会長表彰 功章 上田正寛
松田進(清水) 山口博史(杉本) 勤続章
福井利夫(阿古谷) 松田秀雄(同)
功章 野木昭廣(内馬場) 仲上和彦(上
阿古谷) 東田誠(北野) 安井一弘(清水)
・和田松夫(鎌倉)

都市対抗駅伝 阪神間7市1町の教育委員会、陸上競技協会が主催する阪神地区都市対抗駅伝競走大会が1月17日、本町松尾台周辺コースで開かれました。
今年で25回目の男子は伊丹市Aチーム、6回目の女子は川西市チームがそれぞれ優勝しました。本町の男子チームは11位、女子は8位と健闘を競いました。



フォトニュース



とんど焼きで無病息災 1月15日、町内の各地区でとんど焼きが行われました。広根地区(写真)では、高さ約10m、周囲約10mの大きなとんどの火柱に集った約100人は無病息災を祈りました。



霊柩車を一新 昨年12月15日に洋型霊柩車(トヨタのクラウンワゴン・黒塗仕上げ・約30万円)が購入されました。



おもちっておいしいね 大島小学校で1月16日、同校の5年生が育てと収穫したもち米約70kgを使って昔ながらの餅とろろでふれあいもちつき大会が開かれました。
先生の指導に児童が力いっぱい餅を振りあげ、出来上がったあつあつのおもちを、幼稚園児も手伝って小さく丸めました。さっそくきな粉もちにして「こもちおいしい」とほおほしました。

税 質問コナ



医療費控除の豆知識

医療費控除の申告をする
出産費用、入院費用、
療育費用(自由診療)、こ
の三つが医療費控除の
「三家」といえるのでし
ょう。
なぜなら、いずれも多
額の医療費の支出を伴う
からです。
ですから、この手の支
出があった年、医療
費控除のチャンス到来と
いうことになりますが、
実際には、他の医療費に
比べて目撃できない例が非
常に多いようです。
たとえば、歯の治療に
二十万円かかったとしま
す。これだけを対象に
医療費控除の申告をする
傾向が強いというので
す。
一年を通して、これ以
外に医療費の支出はない
場合もあるでしょうが、
大抵は同様の支出があ
るのではないでしょう
か。奥さんや子供さんが
風邪や腹痛などで、近所
の医者にかかっていると
すれば、その費用も医療
費控除の対象になりま
す。
千円以内の支出を集め
てもタカが知れていま
し、ふつうの年なら十
円に満たないの意図は
ありませんが、今年は違
います。二十万円もの
治療費という「核」が
あるのですから、「まか
な支出で全部除けるこ
ろ」に近づいてしま
す。
二十万円が二十万円
にも十三万円にもなり
ます。
一回の支払額が千円以
内のもので、年間数万
円にもなることがあり
ます。少額ながらとい
うバカにはききないと思
います。
だから、医療費の支出
については、そのレシ
トを必ず残しておく
ようにしましょう。
税についての問い合わせは、税務課へ。

被害にあわないために

消費生活のアドバイス

>27<



パル経済の崩壊で企
業倒産にかかわる苦情が
増えています。業者が倒
産すると、消費者が困
るため解決も困難で
ないための注意点を考
えてみましょう。
代金の支払いは
商品の受け取り後に
「代金を払ったのに商
品が届かない。催促した
が業者が倒産した」とい
うのがよくあるケースで
す。多いのは自動車、和
服、電気製品、学習教材、
住宅などの高額商品で
す。信用のある販売店
で購入するのがよいです
が、大きな業者でも安心
はできません。必ず商品
を受取ってから代金を支
払うことが大切です。
「米の試供品の通信販
売に代金を振込んだが送
ってこない」など、計
画的と思われる悪徳商
法もよくあります。うまい話
には何か落とし穴があるの
で注意しましょう。